

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

組織機構を見直し、市民生活と身近な部門の再編を行い、市民の利便性の向上を図るとともに、情報部門を一元化し情報政策部門の強化を図る。

第2 改正の内容

(1) 情報政策部を新設する。

＜分掌事務＞

ア 情報政策及び情報システムに関する事項

(2) 市民環境部を新設する。

＜分掌事務＞

ア 市民活動及び市民相談に関する事項

イ 交通安全及び防犯に関する事項

ウ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

エ 国民健康保険、後期高齢者医療、医療助成及び国民年金に関する事項

オ 北村支所及び栗沢支所に関する事項

カ 環境行政の企画、調整等に関する事項

キ 衛生及び公害対策に関する事項

ク 火葬場及び墓地に関する事項

ケ 廃棄物の処分及び資源化に関する事項

(3) 企業の立地に関する事項について、企画財政部から経済部へ移管する。

(4) 北村支所及び栗沢支所を部から市民環境部内の組織に変更し、部内の他課と連携しながら、より迅速かつきめ細やかに各種手続をはじめとする行政サービスを提供することができる体制を構築する。

(5) その他所要の規定の整理を行う。

第3 施行期日

令和3年4月1日

岩見沢市条例第 1 号

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

岩見沢市事務分掌条例（昭和 45 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中 「企画財政部
健康福祉部
環境部」 を 「企画財政部
情報政策部
健康福祉部
市民環境部」 に改め、同条第 2

項を削る。

第 2 条中「法第 2 条第 4 項に規定する」を削る。

第 3 条総務部の項第 5 号中「及び防犯」を削り、同項第 7 号を削り、同項第 8 号を同項第 7 号とし、同条企画財政部の項第 9 号を削り、同項の次に次のように加える。

情報政策部

(1) 情報政策及び情報システムに関する事項

第 3 条健康福祉部の項第 4 号中「国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び医療助成」を「介護保険」に改め、同条環境部の項を削り、同条健康福祉部の項の次に次のように加える。

市民環境部

(1) 市民活動及び市民相談に関する事項

(2) 交通安全及び防犯に関する事項

(3) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療、医療助成及び国民年金に関する事項
- (5) 北村支所及び栗沢支所に関する事項
- (6) 環境行政の企画、調整等に関する事項
- (7) 衛生及び公害対策に関する事項
- (8) 火葬場及び墓地に関する事項
- (9) 廃棄物の処分及び資源化に関する事項

第3条経済部の項に次の1号を加える。

- (4) 企業の立地に関する事項

第3条北村支所の項及び栗沢支所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。